

1 1 認定農業者制度について

認定農業者制度は、特定農業法人制度と同様、基盤強化法によって創設された制度です（基盤強化法第12条）。

本制度は、効率的で安定的な農業経営を目指す者（法人も含む）が、自ら作成する農業経営改善計画を市町が農業経営基盤強化促進基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて重点的に支援措置を講じていこうとするものです。

集落法人も本制度を積極的に活用していくことが重要といえます。

市町農業経営基盤強化促進基本構想とは？（基盤強化法第6条）

市町は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）において、地域において育成すべき担い手の農業経営の指標や農用地の利用の集積目標及び経営改善を図ろうとする者に対する支援措置のあり方等についての総合的な計画を定めています。

この基本構想に基づいて、農業経営改善計画の認定を行います。

農業経営改善計画とは？

農業経営改善計画は、5年後を目標として、次の内容について計画を樹立します。

- ① 農業経営規模の拡大
- ② 生産方式の合理化
- ③ 経営管理の合理化
- ④ 農業従事の態様（労働改善など）の改善
- ⑤ 上記の目標を達成させるためにとるべき措置

農業経営改善計画の認定の基準

市町は、農業者から申請のあった農業経営改善計画を認定します。

その認定の基準は、次のとおりです。

- ① 農業経営改善計画が基本構想に照らして適切であること
「効率的かつ安定的な農業経営の指標」に照らして判断されます。
また、市町基本構想に定められた農業所得（おおむね500万円程度）と年間の労働時間（2,000時間以内程度）も考慮されます。
※農業所得及び労働時間の目標については市町により異なります。
※法人経営の場合、基本構想に定めた目標農業所得額が得られるような農業経営の規模や集約度で判断されます。
- ② その計画の達成される見込みが確実であること
- ③ その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること
土地利用型の農業（稲作、麦、大豆など）では、農地の集積や農作業の効率化に配慮されているかどうかなどを判断します。

認定農業者制度の仕組み

